

男女共同参画会議
第5次基本計画策定専門調査会
(第3回) 議事録

内閣府男女共同参画局

第5次基本計画策定専門調査会（第3回） 議事次第

日 時 令和2年1月21日（火）14:00～15:59
場 所 合同庁舎第8号館8階特別中会議室

1. 開 会

2. 第4次第男女共同参画基本計画のフォローアップ
 - (1) 各府省庁ヒアリング
 - (2) 質疑応答

3. 女性に対する暴力に関する専門調査会の議論状況

4. 第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプトについて

5. 今後の進め方について

6. 閉 会

○佐藤会長 それでは、時間ですので、ただ今から、第3回「第5次基本計画策定専門調査会」を始めさせていただきます。

本日は、室伏委員が所用のため御欠席ということですが、まだおいでになっていない委員の方は御出席と連絡いただいていますので、多分遅れていらっしゃるのではないかと思います。

最初に、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

○古瀬推進課長 それでは、配付資料の御説明をさせていただきます。

議事次第に配付資料一覧がございます。

資料1が文科省様から御提出いただいたヒアリング資料で、委員の先生方には、その後ろに1枚紙の席上配付資料がございます。

資料2が暴力専門調査会の議論状況に関する資料。

資料3が基本計画の策定に向けたコンセプト、議論のためのたたき台と書かれた横置き1枚資料。

資料4が今後の進め方について（案）の縦の1枚紙でございます。

続きまして、参考資料1が高橋委員からいただいております配付資料、その後ろに席上配付が1枚ございます。

参考資料2が4次計画の達成状況について、フォローアップ個票をもとに事務局で取りまとめました資料でございます。

参考資料3がこのドッチファイルでございます。

参考資料4-1、4-2が多様な困難に直面する女性に対する支援を政府一体となって推進するために昨年末に開催されました関係府省連絡会議において取りまとめられました政策パッケージについての資料でございます。

さらに、最後に委員の先生方には席上配付資料としまして、第1回及び第2回の各委員の主な御発言という資料をつけさせていただきます。

何かございましたら、途中でも結構でございますので、御合図をいただければと思います。

以上です。

○佐藤会長 本日は、この後、第4次男女共同参画基本計画のフォローアップとして文部科学省に御説明いただいて議論をします。その後、暴力に関する専門調査会の議論状況を伺って、今日一番時間をとっていますのは、これからメインに議論していく第5次男女共同参画基本計画の策定に向けたコンセプトについて御意見いただくというふうに、ここで時間をとってありますので、よろしく願いいたします。

それでは、第1回の専門調査会でヒアリングの御要望がありました文部科学省においでいただいています。性教育と虐待予防について御説明いただければと思います。よろしく願います。

○文部科学省 文部科学省健康教育・食育課で専門官をしております栗野と申します。本

日は御説明の機会をいただき、ありがとうございます。

まず、いわゆる性教育、性に関する指導について御説明をさせていただきます。文部科学省説明資料の1ページ目をご覧ください。「性に関する指導について」という横表が入っております。この上半分のところが性に関する指導の基本的な考え方を示しております。

まず、学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関し正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動を初めとして、学校教育活動全体を通じて指導することとしています。一般的には保健体育科において指導するイメージが強いかもしれませんが、実際には学校教育活動全体で実施するというところでございます。

また、児童生徒の発達段階はさまざま、学校現場ごとの実情も異なるものと考えられますので、指導に当たっては、発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることに配慮するとともに、集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導する内容を区別して指導することとしているところでございます。

続いて、左下の四角をご覧ください。国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準である学習指導要領、そのより詳細な事項を記載した学習指導要領解説の体育科、保健体育科の主な記述ということでございます。小・中・高と示しております。

例えば小学校では、体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること。中学校では、思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟することなどといった内容がこの中にございますけれども、こういった体の機能の成熟に関する内容だけではなくて、例えば、中学校のところをご覧くださいと、「また」以降に、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること。括弧して、射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにするとあります。また、高等学校では、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにするとありまして、このような個人の行動選択や感染症に対する社会の対策といった部分についてまでが内容として盛り込まれているということでございます。

そして、小・中・高等学校で使用する教科書も学習指導要領の記述に基づき編集されておりまして、参考資料として、この文部科学省説明資料の次の1枚紙を配付させていただいております。こちらの席上配付資料は、中学校でこれを御覧いただきますと、「性とどう向き合うか」という項目の中で、左側には性意識の変化や、お互いを尊重した関係を築いていくことなどが記述されておりまして、また右側には、テレビ、インターネット等の性情報への対処と適切な行動について記述されているということでございます。

また、この裏側、高等学校の教科書の一例ですが、こちらでも性意識の変化と異性の尊重、さらにセクシュアル・ハラスメントといったような記述がございまして、性に関わる

意志決定・行動選択といった記述がなされているところがございます。

なお、学習指導要領においてこうした内容の範囲や程度等を示す事項は、全ての児童生徒に対して共通に指導するものとする内容の範囲、程度等を示したものでございまして、学校において特に必要がある場合には、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童生徒の負担が過重となったりすることのないようにした上で、指導することができるようにしているところがございます。

性に関する指導に当たっては、個々の生徒間で発達の段階の差異も大きいことから、先ほど申し上げたとおり、学校全体で共通理解を図ることや、保護者の理解を得ることに配慮すること等に留意しながら取り組んでいただければと考えております。

再び文部科学省説明資料の1ページ目に戻っていただいて、今度は右下の四角を御覧ください。こちらが現在の性に関する指導に係る文部科学省の取組でございます。まず、学校において性に関する指導が適切に実施されるように教職員を対象とした講習会や健康教育、指導者養成研修等の研修会を行ったり、あるいは各地域における学校保健に関する課題解決に向けた取組、教員等の指導者の育成に係る取組、こういったところに対する財政支援を行っているところがございます。

また、小・中・高校生向けに妊娠・出産等を含む児童生徒の健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布を実施してきたところがございます。この2ページ目、3ページ目に高校生向けの教材の一部の写しをつけさせていただきました。発達段階を踏まえて様々な記載がされておりまして、高校生向けの教材の性に関する部分では、性に関わる意志決定・行動選択、不妊あるいは妊娠と年齢の関係など、様々な内容で構成されているところがございます。

文部科学省といたしましては、以上のような取組を進めながら、今後、引き続き学校における性に関する指導の充実が図られるよう、努めてまいります。

性に関しては以上でございます。

○文部科学省 引き続きまして、総合教育政策局地域学習推進課長の水田と申します。文部科学省における児童虐待に係る取組について、ただ今の資料の4ページ目を中心に御説明させていただければと思います。

児童虐待への対応につきましては、学校・家庭・地域が関係機関と協力し、未然防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた児童生徒への支援を行うことが必要でございます。このため、文部科学省としましては、学校、教育委員会に対して児童虐待の可能性があると察知した場合の関係機関への通告等について周知いたしますとともに、手引等の資料の作成や研修の充実、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用、それから、次の5ページに1つ例がございますけれども、要保護児童対策地域協議会への学校関係者の参画等を進めているところがございます。

家庭教育への支援につきましては、地域人材を活用した支援体制の構築を進めますとともに、なかなか支援が行き届きにくい家庭への対応の充実を図るため、家庭や学校等へ出

向いて情報提供や相談対応などの支援を行うアウトリーチ型の支援の取組等を進めているところでございます。

また、4ページ目の下のところになりますけれども、学校教育につきましても、児童虐待の未然防止の観点からも、将来親となる子供たちがその発達段階に応じて子育てや親の役割などについて学ぶことは重要でございますので、学習指導要領に基づきまして、小中学校の家庭科、道徳などにおきまして、家族や家庭生活について理解したり、生命を尊重したり、幼児との触れ合いを通して、幼児への理解・関心を深めたりするなどについて学習しております。

高等学校の家庭科では、親の役割と保育、子供を産み育てることの意義などについて学習しております。それから、幼稚園や保育所等の乳幼児、近隣小学校の児童との触れ合いや交流活動なども行われているところでございます。

さらに、児童生徒の発達段階に応じて、学校教育全体を通じてでございますが、人権尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや、男女が協力して家庭を築くことの重要性について学習しているところでございます。

また、基本的な人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育を推進する観点から、推進地域や指定校の指定によりまして、実践的な研究等を行っているところでございます。

引き続き、関係省庁と連携しながら、児童虐待に係る取組を着実に推進してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○佐藤会長 それでは、ただ今文科省から御説明いただいて、今日は性に関する指導と児童虐待の両方ありますけれども、文科省だけですので、もし御質問であれば、御質問いただいて、その都度御回答いただきたいと思っております。

最初に、高橋委員、良いですか。後で良いですか。

では、結構みんなあるのね。そうするとメモしておいていただくほうが良いな。どちらのテーマかわかるようにして、メモしていただいて、あまり多かったら途中で切ってお答えいただくようにしますけれども、では、山田委員から。

○山田委員 1点、性教育のほうに関してなのですが、最近、LGBT関係の情報も増えてきましたし、私の大学でも、私はレズビアンですとか、僕はバイなんですというふうにかミングアウトする人が増えてきております。そういった場合にどういう対応をしたら良いかというのが、一応専門に研究している私でさえもよく分からないという状況があるわけです。文科省のほうでは、そのような性的少数者に関するものを、どの教科か分からないのですが、どこかで対応しているところはあるのかということ。

あと、多分、先生方も相当困っているという話も聞きますので、その点に関しても、これは要望ですけれども、再教育等でのことをお願いできたらと思っております。

第2点は、性的関係に関するリスクに関するものなのですが、こういうのは危ないとか、こういうのはだめだというようなリスクに関する情報は多いのですが、実際にリ

スクに遭ったときにどうするか。つまり、妊娠したら、もしくは妊娠したと思ったらどうすれば良いかということとか、暴力に遭ったらどういうところに行けば良いとか、ストーカーに遭ったらどこに行けば良いとか、もしくは性病にかかったかもしれないと思ったらどういうふうにしろといったような、何か起こったときの教育というものが日本の教育では今まで余りなかったと思いますので、これは要望ですけれども、お願いいたします。

○佐藤会長 では、ちょっとメモしておいていただいて、堀江さん。

○堀江委員 ほぼ同様なところで2点なのですけれども、LGBTは必ず入れていただきたいなというところがございます。LGBTについての知識だけではなくて、ぜひワークショップなども含めたような形で具体的に実施していただくと良いのかなと思いました。

同じく性教育の部分で、性別役割分担意識のところですか。家庭科でやっているという学校もあるのかもしれませんが、男女の性を教える部分で「ライフプラン」と言っている部分では、男女の性別役割分担意識というのはない、ジェンダーフリーであるということとか、自分がどう生きたいのかということをあわせて入れていく必要があると思います。ジェンダーギャップ指数はやはり低いですし、一番固定観念が強いのは若者ですので、そこは入れていただきたいなと思いました。

大きく2点目なのですけれども、実際に起こってしまった時にどうするのかということをお山田先生もおっしゃっていただいたと思うのですが、同様の点で、先ほどスクールカウンセラーの方々、今は虐待の話でありました。例えば、デートDVについて書いてあったときに、それを話していただくのは先生だけではなくて、本当にこのスクールカウンセラーの私が話を聞きますよみたいな形で、そこで生徒とスクールカウンセラーをお目通しをするみたいな仕組みをしていかないと、どんなにスクールカウンセラーの方がいても学生は相談しないのですね。スクールカウンセラーという言葉聞いてもよく分からないので、そんなこと怖くて言えないですと学生はなります。必ずそういった研修の中で生徒とお目通しをするというような仕組みづくりもしていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○佐藤会長 原委員。

○原委員 LGBTの児童生徒に対する指導の件については、お二人の意見と同様です。

発達に課題のある児童生徒への性に関する指導というのは難しい部分もあるのではないかと思います。そのあたりのところを今後、課題になると思いますので、どのようにお考えなのかということをお聞きしたいのと、あと、実施状況の把握をしておられるのかどうかということ、すみません、知らないのですが教えてください。

○佐藤会長 では、納米委員、お願いします。

○納米委員 性教育についての意見です。避妊についての扱いが少な過ぎるのと、もっと真正面から避妊についての情報を提供すべきではないかなと思います。

中学校の副教材と高校の副教材を拝見してまいりました。中学校のほうでは感染症の部分で、感染症の予防にコンドームが有効であるというような記述になっており、しかし、

避妊ということを真正面から取り上げた部分は見当たりませんでした。また、高校生のところでは、妊娠・出産という項に囲みで避妊の項がありますが、これは不妊についての扱いと比べて余りにも少ない。そして、臨まない妊娠が起こったときに、そのリスクを引き受けるのは女性であり、その結果、学業を継続できないとか、色々な不利益が起こるといふことを考えたときに、ぜひもっと真正面から、どのような避妊方法があつて、そのリスクというようなことについてもきちんと伝えるべきではないかなと思います。

○佐藤会長 では、徳倉委員。

○徳倉委員 被っているところは省きまして、性に関する指導についての中学校と高等学校の部分で、高等学校で今、先ほどもおっしゃっていますが、人工妊娠中絶の心身への影響云々というところがありますが、これは高校生のどのタイミングでこういうことを学ぶ機会があるのかというのが非常にポイントになるかなと。これがある程度遅くなるようであれば、この部分も、やはり先ほどの避妊と同じように中学生の部分である程度共有をしていく。これは全ての人が中学校は通るといふことも前提に含めてですけれども、やはり一部、高等学校で今提供しているものを中学校で提供する必要があるのではないかと考えるのですが、その辺の回答をいただければなと思います。

○佐藤会長 ずっとやりますけれども、ずっと言ってしまうと分からなくなるので、とりあえずこの辺で。

○辻村委員 同じなのでついでに。

○佐藤会長 今のに重なるところは先に言っていただきましょう。

では、辻村委員、お願いします。

○辻村委員 3点申し上げますが、ほとんどみなさんのご意見と同じです。

第1は、LGBTについて、重要な問題なので、本格的に取り組む必要があると思います。これは教育レベルだけではなくて、学校の制度とか施設といったものにもかかわってきます。トイレの問題とか、そもそも男女別学方式をとっている日本の教育制度自体をどのようにするのかという非常に大きな問題を含んでおりますので、正面から取り組んでいただきたいと思っております。

第2は、弁護士会で行っている法教育という弁護士派遣の制度についてです。学校側の要請で圧倒的に多いのがLGBT問題の依頼で、2番目に多いのがデートDVです。文科省のほうでも、予め、学校として、あるいは教育委員会として、これらの派遣体制を採用する必要もあるのではないかと思います。

3番目は、皆さんが言われなかった点で、人権教育のところです。9ページになります。今日では、部落解放やヘイトスピーチに関する教育などが人権教育と解されていると思うのですが、さらにジェンダー教育とかLGBTを含めた教育が人権教育としてなされる必要があるのではないかと思います。例えばジェンダー法は、大学に行って初めて習う講座ですけれども、高校でも中学校でも、本来ならば小学校でも必要ではないかということです。これは非常に重要な問題かと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○佐藤会長 どうしようかな。種部さんまでやったほうが、そこで切っても良いですか。種部さんもやったほうが良いかなと思って。

○種部委員 では、重なっているところは省くということで、LGBTとひとくくりではなくて、トランスジェンダーについては文科省から通達が出ているはずですが。平成29年でしたか。通達では相談があった時に学校で適切な対応を求めることになっているのですが、相談以前に、子供たちが教育を受けていません。二次性徴が起きたときに自分の自認する性と違う性徴が起きてくることで自殺率が非常に高まります。今日は教科書がないですけれども、小学校の二次性徴の学習のところに性別違和を持つ人もいることを入れないと、命に関わる問題につながります。通達を出したのであれば、それにどう対応してきたのかということをお聞きしたいです。

もう一点は、私も性教育にずっとかかわってきたのでわかるのですが、避妊とかも大事なのですが、中学生にとって一番大事なのは関係性の問題です。相手からの誘いを断るとかデートDVを見分けるとか。教科書にデートDVと入っていたのは画期的だと思って見ていたぐらいなのですが、こちらのほうが重要だと思います。

また、エビデンスがある教育をやらないと、どう効果があるか分かりません。世界ではユネスコがガイダンスを出しているはずですが。エビデンスを積んで、この教育をやるとういう効果があったのか、暴力をどれだけ防いだのかが明確にされている健康教育のガイダンスです。それから、最近問題なのは、中学生ぐらいの男の子の性加害が増えていることです。高校3年生のときの性交経験率が軒並みがくんと半分ぐらいに落ち、20%ぐらいに減っています。どちらかというところ草食化している状況の中で、唯一中学生の男子だけは性交経験率が上がっています。加害が多いということで、やはり関係性に関する教育ということに主眼を置くべきだと思うのです。体だけではなくて関係性や社会性も含めた教育の方向性。何か取り組んでいращやるのかどうかということをお教えいただければと思います。

○佐藤会長 今、重なっている部分がありますので、そこはまとめて、あるいはこれはまだ検討中とか、これはまだやっていませんでも結構ですので、可能な範囲で御質問にお答えいただければと思います。やっているけれども分からないものは、分からないというお答えだけで良いと思うので。

○文部科学省 それでは、性に関する指導の関連で、今、御質問いただきました、まず性暴力あるいは性被害が出た場合の対応ということの御質問。それから、例えば避妊について、もっと真正面から取り上げるべきではないかとか、そういった御意見、御質問がございいますが、その部分について、まずお答えさせていただきたいと思います。

性暴力あるいは性被害というものが起こった場合、例えば文部科学省のほうでは、学校の教職員向けに、児童生徒の心身の健康問題に対する基本的な理解のために「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」というものを作成しております。この中で健康相談事例として、欠席が増えた原因が性被害であった生徒や、交際相手から性関係を強

要された生徒のケースといった事例を記述しているところがございます。

それから、養護教諭のための児童虐待対応マニュアルとして作成されました「子供たちを児童虐待から守るために」というものもございます。これは日本学校保健会というところから発行されているものがございますが、こちらでは性的虐待の理解と対応の章を設けて、性的虐待、性被害を受けた児童生徒の特徴、早期発見の視点あるいは初期対応、こういったことについて記述しているところがございます。

こういった手引、マニュアルも参考にしながら、対応をとっていただければと考えているところがございます。

それから、避妊についてもっと真正面から取り上げるべきではないかというお話がございましたけれども、先ほども申し上げましたとおり、指導要領というのが大綱的な基準ということで示されており、性に関する指導というのは、指導要領に基づいて、これを踏まえた上で各学校のほうで教育課程を検討して行われるという形になっております。

平成29年、30年改訂の新しい学習指導要領につきましては、令和2年度以降、小学校から完全実施される予定でございまして、これは中教審における議論あるいは一般への意見照会等を経て改訂されたものがございます。まずこれを踏まえた上で指導していただく。ただ、先ほど申し上げましたとおり、これを超える内容につきましては、一律に全ての児童生徒に対して共通に指導する内容とするものではなくて、個々の児童生徒の負担が過重になったりすることのないようにした上で指導をしていただきたい。指導していただく際には、先ほども申し上げました学校全体での共通理解を図ったり、あるいは保護者の理解を得たりした上で進めていただきたいと思います。

その上ででしたら、これを超える発展的な内容について教えることはもちろんできるということでございますので、発達段階を考慮しながら、性に関する指導を進めていただけたらと思っております。

○佐藤会長 山田委員からの最初の質問で、リスクが起きたときにどう対応するかみたいなことを教えているかというところは、やっていないという理解ですか。

あと、種部委員からのトランスジェンダーの通達が出ているという、その教師の対応はやられているかどうかという質問があったのですけれども。

○文部科学省 リスクがあった場合にということですか。

○佐藤会長 そういうことも教育の中でやっているのか、あるいはそこまではやっていないということなのか。山田委員からそういう御質問があったので。生徒のほうの行動ですね。

○文部科学省 教員の側ではなくて、生徒の側ということですね。それに関連して言いますと、今日はお配りしていないのですけれども、例えば警察庁が作成いたしました、性被害から子供を守るために被害の相談窓口ですとか相談方法についてまとめたリーフレットがございまして、これは小学生向けのものの中高生向けのものでございます。小学生向けのは「あなたは気づいていないかも!？」というタイトルでリーフレットがございま

して、中高生向けのものは「あなたは悪くない！」という、こういったリーフレットがございませう。これが出ましたときに、文部科学省のほうでもこれについて、各都道府県の教育委員会等に対して周知をしているところございまして、各学校での活用を促しているところございませう。

○佐藤会長 それは生徒さんに配るものですね。生徒がそういうことを受けたらどうしたら良いか、生徒に情報提供するパンフレットになっている。

○文部科学省 そうです。

○文部科学省 失礼いたします。LGBTに関してということで幾つか御質問をいただいたかと思うのですが、その中からLGBTの対応について、一部御紹介させていただければと思います。

小・中・高等学校につきましては、文部科学省としては性同一性障害、それから性的マイノリティとされる児童生徒への対応につきまして、通知と周知資料を作っております。通知につきましては、平成27年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を出しております、性同一性障害に係る児童生徒に対する学校での支援の事例としまして、服装のことでありますとか、更衣室、トイレなどをあくまで例として示しているものでございませう。それから、相談体制の充実というのも求めています。

これを平成27年に通知しましたところ、教育委員会などから御質問などが多く寄せられましたので、その質問を踏まえまして、平成28年度に、この通知をさらに充実させた周知資料というパンフレットを作っております、その中で、この通知の補足説明ですとか教育委員会などから多くあった質問について、Q&A形式で掲載しているところございませう。この通知と周知資料につきましては、文部科学省のホームページに掲載しているものでございませう。

以上です。

○佐藤会長 虐待のほうはよかったのかな。

では、また高橋委員からずっとやっていって質問を出していく形で。

○高橋委員 私のほうは、4ページの児童虐待に係る取組について3つ質問いたします。

まず第1点は、今日皆さんにお配りしている資料の中に、12月16日、前回の会議用のメモというのがあって、時間がなくて説明できなかつたのですが、その4行目に杉山登志郎先生が被虐待児の半数以上は発達障害だということをおっしゃっていて、児童虐待は発達障害の第4グループに分類されています。それで、児童虐待の未然防止を図るためには、発達障害の早期発見・早期支援にどう取り組むかということが大事な課題だと思っております。

それに関連して、次の段落でございますが、筑波大学の安梅勅江教授は「かかわり指標」というのをおつくりになって、『気になる子どもの早期発見・早期支援』という大変すばらしい本を出版されておまして、そのかかわり指標を活用した根拠に基づく子育て支援、

子育て支援が必要だということをおっしゃっているのです。

まず、質問の第1点は、発達障害の早期発見・早期支援についてです。

○佐藤会長 今、探されているので、見つかったからのほうが良い。

○高橋委員 参考資料1の次のページでございます。前回の会議用のメモなのですが、発表する時間がなかったもので、今、若干読み上げました。1段落目と2段落目でございます。

それから、それに関連して2番目の質問は、この発達障害の早期発見・早期支援と関係があるのですけれども、文部科学省は平成17年に「情動の科学的解明と教育等への応用に関する検討会」をつくられました。私の記憶では、情動というのは5歳ぐらいまでに原型が形成されるという報告書を出されたのですが、その後、平成26年、27年に情動の科学的解明と教育等への応用に関する調査研究協力者会議を開催し、10の大学が共同研究をされた。私は、その研究者からヒアリングをしたことがあるのですけれども、大阪大学や福井大学、浜松医科大学、千葉大学等々でございます。発達障害の発症後の対症療法から発症前の予防を重視する「新しい医療モデル」を目指すという報告を受けたのですが、その後、5年間経過しておりますが、どういう研究成果が上がっているか、わかる範囲でお答えいただきたい。

3点目でございます。これはもう少し一般的なテーマでございますが、児童虐待に対処するための家庭教育支援のあり方に係ることでございます。これは私が今日後で問題提起したい、子育てあるいは教育の根幹に関わる問題なのですけれども、そもそも文部科学省として、虐待、体罰、懲戒、しつけ、その違いあるいは関係についてどう捉えているかという基本的な質問をさせていただきます。

以上、3点でございます。

○佐藤会長 では、鈴木委員。

○鈴木委員 人権の尊重であるとか男女平等の考え方を教育現場で教育されているというお話を児童虐待問題への取組の中で御説明いただいたと思うのですけれども、男女平等の学習に関して、教職員の皆さんを対象にした研修などをこれまで行っていただいていると思うのですが、今日では、虐待問題についてもそうであると御説明があったように、家庭・地域社会・関係機関が密接に連携することが必要になっています。この点、今、「チーム学校」であるとか、コミュニティ・スクールであるとか、外部人材にこれまで以上に学校の中に入れていただくという方向にますますなっていると理解をしております。今日はスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを活用するという話でしたけれども、そういうふうに教育に携わる人材を多様化していく中では、人権の尊重や男女平等、男女の相互理解といったことについて、これまで教職員の皆さんには研修をされてきていると思うのですけれども、外部人材がこれからどんどん増えていったときには、そういった方々も含めて研修などが必要ではないか。今、部活動指導員ですとかスクール・サポート・スタッフ、教育活動支援員、最近ですとICT支援員など色々な方が子供たちの前に立つようになっている。そういう方々も含めて、男女平等に関する理解や取組の質が担保されている

のかどうか。そこがちょっと気になりましたので、何か取組があるのか、あるいは、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤会長 良いですか。

では、飛びまして、白波瀬委員、もしあれば。

○白波瀬委員 では、3点だけ手短にお話ししたいと思います。

やはりジェンダーの問題というのは最終的には人権問題だと思いますし、人権問題の教育をしっかりと、ある意味で伝統的な枠組みを超えて提供する、これが基礎になっていくと思います。

2点目ですけれども、これまでのお答えを聞いていると、ここに明記されているので良いですよではなくて、多分、数名の委員からの質問も、具体的にどのような駆け込む仕組みを、一人一人の生徒たちがわかるような仕組みを作っていらっしゃるのかというのが質問だったと思います。もちろん明記されることは重要なのですけれども、そういう仕組みをつくるということは多分、現場とのやりとりというのがベースになりますので、そのやりとりを具体的にどの程度なさっていて、実態データもまた収集されておられるのでしょうか。なかなか見えにくいところなのですけれども、このあたりの御努力を現在どの程度やられているのかというのが2点目。

3点目は、やはり専門家が必要だというふうに思います。外部人材という話もあったのですけれども、これはまさに専門家だというふうに思っておりまして、学校、スクールカウンセラーの中身自体が日進月歩でかなり高度化していますので、トランスジェンダーの話も非常に深いものがあると思っております。そういう意味では、専門家育成ということと同時に、小学校の中だけで議論を閉じないで、少し社会全体の中で本気で子供たちを助けてあげるような仕組みを文科が実際にやっているというのをお示しいただけたらありがたいと思います。

以上です。

○佐藤会長 では、白河委員。

○白河委員 それでは、3点申し上げます。

去年こちらの会議で決まりました、高校生向けの男女共同参画におけるライフプラン教育において、広島県が採択され、現在、モデルケースをつくるためのアドバイザーに入っております。何種類かのロールモデルのケースから考えてもらうワークショップ型なのですが、その中で、ひとり親のケースとLGBTカップルのケースが文科省から、これはふさわしくないということで落とされてしまいました。すでに文書のほうでこれに関して質問したのですが、教育長の平川先生からも、これに関して公式に質問してほしいと言われております。なぜ落とされてしまったのでしょうか。

2点目は、そもそも体の尊厳の教育というものを幼児期からされることが抜けていると思いました。他の国で見ていると、まず水着で隠れる部分というのは親にも、もちろん他人にもみだりに触らせてはいけないし、見せてもいけないものであるということをしっか

り教育されています。そして、もしそういうことがあったら、もし親にされたら先生に言うとか、先生にされたら親に言うとか、ちゃんと大人に言うという教育がなされて初めて性というものは教えられるのだと思います。そのあたりはどうするのかということです。

本当に児童への加害が増えているので、このあたりは喫緊の課題だと思います。先生たちには被害があった場合は指導しているとおっしゃっていますが、それはあくまでお店型で、生徒が訴えるのを待っているわけですね。生徒は何を訴えたら良いか、自分は何をされたか意味が分からない、言語化できない場合は、結局言えないわけです。本当にしっかり教育しないと、今後も加害は増えていくばかりではないかと思います。

もちろんLGBTのことは皆さんと同意見です。

3点目は、避妊に関してのこの資料です。多分、私も関わっていた少子化などの検討会から発した施策に基づく資料ではないかと思います。内閣府の少子化のほうから妊娠・出産に関しての高校生用の資料というのがあります。緊急避妊ピルは72時間以内ということも入っていて、これができたときは、おお、すごいなと思ったのです。ところが、現場の先生に聞くと、そんな資料どこにあるのですか、見たことありませんと言われてしまいました。どのぐらい周知徹底されて使われているのか。パンフレットを作っても、使われていないというところは非常に残念と思いました。以上です。どのぐらい使われているのかお答えください。

○佐藤会長 小西委員、ありますか。

○小西委員 皆さんが言われているとおりだと思いますが、全体として被害ということがかなり大きい。学校の教育の中で子供の被害というのは非常に多いですね。さらに、今、色々な性的な相談というのが充実するにつれて、若い人の被害がとて多いということがわかってきています。

それについて、やはりちゃんと答えていただきたいし、被害の防止という観点から、今、誰も子供にそういうことを必ず伝える、ということができていないわけですから、それについて考えてほしいと思います。教員への教育はなされていると言われるけれども、実際の現場でそういうケースにあうと、教員の方はどうやって扱って良いか分からないということがたくさんあるわけですね。それについてもう少し、もしパンフレットを今おっしゃったように作っているのだったら、本当に全部に行っているのか、あるいはそういう教育のモデルがあるのだったらそれはどのくらい普及しているのかということについても関心を持っていただきたいなと思っています。

○佐藤会長 最後になってしまいましたけれども、小山内委員、お願いします。

○小山内委員 性に関する指導です。学習指導要領に基づいた性教育というのがなされているのですが、非常にこの内容というのは現実とかけ離れているのではないかと危惧しております。その根拠は5つで、1つ目が性交を知る時期と方法。性交の意味を約90%の子供は中学校までに知って、その情報源がメディアとか友人というふうな学校以外で知っているという結果。2つ目が法と教育間の矛盾です。刑法では、性行為に同意する能力があ

るとみなされている年齢が13歳とされているのに、その年齢の子供たちは、性交の意味や予期せぬ妊娠、性感染症の危険性や予防法を学校で正確に学ぶ機会がないということ。3番目が時期的な遅れということで、人工妊娠中絶の件数が15歳未満は220件に対して、16歳を超えると千何件以上というふうに急激に増えている。4点目が学習指導要領内の矛盾ということで、例えば中学3年生で、HIV予防に性的接触を避けることとコンドームの有効性が書かれているのですが、具体的に性交を扱わずにどのようにして説明できるかが疑問であるということ。それから、歯どめ規制があるという、こういった現実とかけ離れた教育の中で、子供たちの性知識の貧困状態が様々なリスク行動につながっているのではないかと考えています。

先ほど、改訂されて今年から変わるというお話があったのですが、これらの矛盾点が改善されるのかどうかを伺いたいということ。

それから、学習指導要領は大綱であるというふうに先ほどもおっしゃっていましたが、子供の現実から授業をつくることは可能だとは思いますが、やはり現場の先生方にしてみると、なかなか外圧等もあり、難しいのが現状ではないかと思えます。そういったことから、ぜひ文科省のほうでもっと子供の性的自立を促し、性的人権を保障する、そういった性教育が必要だということをもっと強く、直接的に言っていただきたいなと思えます。

以上です。

○佐藤会長 それでは、お答えしていただける範囲で結構ですので、まず、今日御説明の後半のほうの児童虐待や人権教育、その辺に関わる質問からお願いします。

○文部科学省 高橋先生と鈴木先生からお話がありました虐待、発達障害の早期発見、それから少し情動教育の導入についてもお話がありました。先生御注目の文部科学省委託事業、子どもみんなプロジェクトという形で、今、8県8市の教育委員会が連携しており、大阪大学、金沢大学、千葉大学といった10の大学が連携しております。実は来月、ちょうど成果の報告会が開かれまして、従前、我々の委託事業でございますから、こちらのほうについては、先ほどの発達障害の早期発見だったり、虐待に関しても情動教育の導入という形で、子どもみんなプロジェクトが言われておるのは、科学的な分析による早期発見、それについての分析、そこから来る指導方法というものが提言されております。これらが実は今年度までの、少額ではありますが、委託とした研究でもしておりますので、今年最終年度ということで報告がありますから、こちらのほうを我々でも何らかの活用ということを検討したいと思っております。これはいじめ、不登校、そして虐待というようなものについて、今、団塊の世代が大量退職した上で、若い先生たちが何らかの根拠を持った教育をしたいというところもありますので、かなり活用できるアイテムになるのではないかとこのように。

○高橋委員 報告書はいつ公開されますか。

○文部科学省 これは来月、2月にこのイベントがあるというところで公表されるように聞いております。

また、虐待へのチームでの対応、外部人材への男女平等の理解というところでございますが、まさに文部科学省でも虐待対応に関しては、虐待対応の手引というものを作っており、これはチームで対応してくださいということを言っております。そこで、先生がおっしゃったように、まさにそれぞれの外部人材の方々が虐待の早期発見というものを、これから対応していかなければならないというところで、手引は5月に出たものでございますけれども、チームとしての対応ということで外部人材の活用を言っておるところでございますので、まずは男女平等の理解に関しましても、これからの新たな課題ということになるかと認識しております。

○文部科学省 続きまして、家庭教育支援についての部分でございますけれども、家庭教育につきましては、申し上げるまでもなく、子供の基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図るという中では大変重要な役割を担うと考えております。ただ、この中で家庭教育支援といった場合に、文部科学省としましては、家庭教育の自主性を尊重するという中で、各地域におきまして、それぞれ行政が委託などを行っているわけですが、それぞれチームを作って、その中で親に対する学習機会の提供ですとか、そういった活動を行っていただいているところがございます。発達段階に応じた子供への関わり方ですとか教育等に関する講座、こういったものを行っていただいているところがございます。

虐待、体罰、懲戒、しつけといったところは、これは法令上定められている捉え方ということですが、法律等々で書かれているものをしっかりと解釈しているところがございます。

あと、具体的にどういったことをそれぞれの家庭でやるかということについては、基本的には各家庭でやっていただく。ただ、その中で迷ったときに何とか支援をということで、そこは家庭に一番近い地域全体でサポートできるような、個人というよりはチームでサポートするという考え方のもとで支援策を講じているところがございます。

○文部科学省 性に関する部分でお答えします。

先ほど、例えば自分の体について、こういったところについて見せられない、触らせる触ることができないというようなこと、どんなことが性被害に当たるのかということがちゃんと知られていないのではないかと御指摘があったと思うのですが、先ほどちょっと御紹介させていただいた警察庁から出ているパンフレットの中に、例えば「こんなことないですか？」ということで、「ネットで知り合ったお姉さんに頼まれて…」ということで、スマホで写真を撮ってそれが流されてしまうといった事例があったり、あるいは父親に「2人だけの秘密と言われ…」ということで父親が布団に入ってきたりとかいった事例なども使って、こういった被害が考えられるというようなことを示しているところがございます。

あと、誰に話せば良いのか、知っている人に話せないときはどうするのか。相談窓口にはどんな所があるのか。こういったこともリーフレットの中には書かれているところがございますので、このようなものも活用しながら、児童生徒に対して性被害に遭わないよう

にどのように対処していったら良いのか、もし遭ってしまったらどのように対処すれば良いのかということをお教えいただければと考えております。

それから、今、御指摘のございました、教える時期が遅いのではないかとことです。色々な御意見はあろうかと思えます。ちょっと遅過ぎるのではないかと御趣旨だったと思うのですけれども、特に先ほど、歯どめ規定という御指摘がございました。学習指導要領の中でいわゆる歯どめ規定があって、それがあるので性に関することを教えられない、性交のことが教えられないということだったと思うのですが、繰り返しになってしまうかもしれないのですが、歯どめ規定と俗に言われているものは、全ての子供に共通に指導すべき事項ではないという趣旨でございますので、学校において必要があると判断する場合には指導することができるものでございます。ただ、やはり児童生徒の発達段階の差異ですとか、そういったものを考え、負担にならないように。あと、学校全体で共通理解を持って、保護者の理解も得ながら教えていかなければいけないこととございますので、指導要領の内容を超える発展的な内容を教えていく場合には、そういったことに留意しながら各学校で考えていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○文部科学省 最後に1点だけ、白河委員から御質問いただきましたライフプランの関係なのですけれども、これは事実関係を確認してみないと分からないのですが、一般論として考えられることとしては、学校教育の中でどういう事例を取り上げるかというのは教材として示すにせよ、基本的には各学校の判断というところがございますので、それぞれの学校の実態に応じて教材を取り上げやすくするというような観点から、一般化したのではないかと考えております。

以上でございます。

○佐藤会長 委託事業は内閣府の委託事業だよ。違うの。

○白河委員 そうです。内閣府の委託事業で文科省におりたものです。ロールモデルには幾つかのパターンがあって、学校に選択していただけるように色々なパターンをと用意しました。そのための検討会もやっています、委託会社だけでなく、委員が検討しています。多様性という意味で色々なパターンを用意したのですが、なぜかそこだけ落ちてしまったというのが残念です。

○佐藤会長 それだけのパターンをつくったわけではないよということでしょう。色々なものがあって。

○白河委員 はい。色々なものの中のひとつで、選択は学校の現場に任せていただくということでした。

○文部科学省 同事業を担当しております課の者です。ワークシートについては再委託先の企業様から御提案いただいたもので、少し内容について触れさせていただくと、LGBT当事者のロールプレイを行うストーリーとして、パートナーシップ証明書を得て幸せに暮らしているという内容でございました。前後の説明はなく、そのシートが複数のうちに1枚

入っている内容だったのですけれども、LGBTの理解普及ということについては、先ほど児童生徒課のほうからも説明がありましたように、リーフレットを通じてや、段階的に学校によって教員の方に普及をしている途上にあるときでございます。本事業のその教材だけがぱっとモデル事業のシートとしてひとたびホームページに載りますと、皆さんダウンロードして、前後の文脈の説明なくそれをお使いいただく状況も起こり得るので、そこについては議論が必要なのではないかとということでお伝えしたところ、広島県教育委員会さんの方でLGBTについては検討するとの回答をいただいております。

また、ひとり親については、ひとり親のことを扱っているから外したということではなく、ワークシートの趣旨が、ひとり親の家庭がどれだけ大変か考える文意となっており、少し言葉が足りないのではないかとこのところがあり、もし取り扱うのであれば、例えば何年か前にひとり親で大変だったけれども、後で振り返ってみてそういう困難もこうやって乗り越えた、という文脈で高校生に教材として伝えていくといったように、その辺は工夫が必要なのではないかとこのところをお伝えしたところ、これは2カ年の計画なのですけれども、来年度、動画の教材の中でひとり親の方に対するインタビュー、ひとり親とひとつでまとめるのも余り適切ではないかもしれませんが、そういった苦労を重ねた方の動画インタビューを教材とすることを検討したいということは聞いております。

ライフプランニング教育事業の中のワークシートということで、どのように普及していくか分からないシートという状態で、LGBTの方のロールプレイが何の前後の文脈もなくぱっと配布されていくことについては、まだ少し慎重に検討を要するもので、色々と理解普及の段階を経て伝えていくものではないかとこのところ、今回、私どもの委託事業の中のシートからは見送ったという経緯があります。LGBTとひとり親だから外したとなると、誤解があるかと思っておりますところです。長くなり申し訳ありません。

○佐藤会長 わかりました。

まだまだ御質問したいというのはあるかも知れませんが、次の議事もありますので、それでは、今日のテーマについて委員の先生方から出たことも踏まえながら、これから施策を進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

○高橋委員 文科省はいなくなりますか。

○佐藤会長 いなくなります。

では、はい。

○高橋委員 文科省の方がいなくなるのなら、先ほどの私の資料の席上配付の資料だけちょっと見ておいていただきたいのですが、今日私が質問した体罰と懲戒としつけの違い、関連に関わるもので、ぜひ、賀川豊彦さんと福沢諭吉の指摘を踏まえてほしいという提案でございます。それは、厚生労働省が体罰のガイドライン案を出しておりますけれども、その中に大変気になる表現がありまして、私の席上配付のメモの4行目でございますが、「不快感を引き起こす行為は、どんなに軽いものでも体罰に該当し、法律で禁止される」と書いてあります。

賀川豊彦は児童の権利条約ができる前から子供の権利を重視した方ですが、6つの権利ということをおっしゃっていて、その中に「叱られる権利」ということを強調しています。賀川が創立した高校の校長の卒業式の式辞を読んだのですけれども、その中でも「叱られる権利」ということを強調していきまして、それは「教育やしつけを受ける権利」であって、子供たちは本気で叱ってもらう権利を有している。それから、賀川は「怒る」と「叱る」を明確に区別していて、「子供のために、悪を正す」ことが「叱る」ということだと、子供の自立のための他律が「しつけ」にほかならないということを書いていきまして、「不義を正す」「叱る」ことは大事なのだと強調しています。

それから、福沢諭吉は『学問のすすめ』と『西洋事情』において、英語の「right」というのをもともと「権理」と訳したわけです。本来の英語の「right」は、道義的に正しい、普遍的妥当性に裏づけられた正義というのが第一義的意味ですけれども、そこから、道理に基づき、一定の行為を催促することは当然だと。福沢は「権利通義」という表現を使いましたが、私が申し上げたいのは、「不快感を引き起こす行為」一般を否定すると、虐待や体罰とは明確に区別すべき「教育やしつけを受ける権利」の侵害につながりかねない。これは非常に微妙な問題で、細心の注意を払わねばならないのですが、あくまで体罰も虐待も断固として一掃しなければいけないのですが、産経新聞「主張」は、「糞に懲りて膾を吹く」という表現を使っていますが、そういうことにならないように、ぜひこの問題についてきちんとした指針を子育てにかかわって示していただきたいと思っております。

以上、要望でございます。

○佐藤会長 ここは一応、これ自体は厚労省ですね。だから良いというわけではないけれども。

○高橋委員 そうです。厚労省ですけれども、虐待に関する家庭教育支援に関連するので申し上げました。

○佐藤会長 わかりました。これは児童家庭局みたいなので、それはそれでまた。今日はもちろん、文科に関係していますので。

どうもありがとうございました。

(ヒアリング対象者退室)

○佐藤会長 続きまして、ちょっと時間が押してきましたけれども、議事の3番目で「女性に対する暴力に関する専門調査会の議論状況」について、同調査会の会長である小西委員から御説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○小西委員 ありがとうございます。

それでは、令和元年12月23日に第103回「女性に対する暴力に関する専門調査会」を行いましたので、御説明いたします。資料2を御覧ください。ここに主な意見が列挙されております。ここでは第5次男女共同参画基本計画の策定に向けての意見交換を行いましたので、主な意見を御紹介いたします。

委員からは、DV対策については、児童虐待とDVは密接に関係しており、被害が世代を超

えて連鎖することもあるので、これらを一体とのものとして捉え、現実的な連携がされるようにすべきという意見が複数ございます。こちらの調査会は、やはり現場にかかわっている者がほとんどというか、全員そういう者なので、現実的な連携ということを言われていた方が多かったと思います。

さらに、被害者が現在の仕事や生活を捨てて逃げることなく安全が確保されるような被害者支援の仕組みを検討すべき。今までのところからもう一歩出て、そういうことを考えるべきとする意見もあり、面会交流の際の子供への被害を防止するためにも、DV加害者に対する暴力防止のためのプログラムを制度化し、加害者にコミットし続けることで、非暴力化を促すべきであるとする意見。これも複数ございました。ちょっと長い複雑な言い方になっているのは、加害者更生とよく言われるわけですけれども、そういうものは一体何を目指して行われるべきなのかということと、少なくとも皆様、暴力の防止のためにやっていくことが必要なのではないかと、これは言われていたかと思えます。

また、性犯罪・性暴力対策についてですが、刑法に規定する性犯罪の暴行脅迫要件や性交同意年齢、監護者の範囲、公訴時効の撤廃について積極的に検討してほしいと、これは複数、多くの方から出ておりました。法律の専門の方もそれぞれ御意見を言われておったと思えます。

それから、ワンストップ支援センターにおける相談対応の質を担保するため、専門性を深められる研修を継続してほしいとの意見がありました。

また、若年層に対する性暴力については、子供のうちからの暴力の加害者や被害者にならないための予防教育が重要であるとの意見。文科省は帰られてしまいましたが、専門調査会の中でこのような意見が出ております。出会い系サイトやSNSに起因する性暴力被害や自撮り画像の拡散被害等の問題に関する取組を進めるべきであるとする意見などがありました。

引き続き、女性に対する暴力に関する専門調査会委員の意見も踏まえつつ、第5次男女共同参画基本計画の策定に向け、御審議いただければと思っております。

以上でございます。

○佐藤会長 ありがとうございます。

これについてはこの後の御説明の後、あわせて御意見も伺うようにしたいと思いますので、それでは、4番目の議事に移りたいと思います。これは今日残った時間で議論していただくこととなりますが、第5次基本計画策定のコンセプト。どういうものを今回重視して打ち出していくかということになると思います。これまでも皆さんに御意見いただいておりますので、そういうものを踏まえて事務局でたたき台を作っていただいておりますので、それについて事務局から御説明いただければと思います。

○古瀬推進課長 それでは、なるべく短目に御説明をいたします。資料3でございます。議論のためのたたき台ということでコンセプトについてまとめてございますので、御説明します。

まず、一番上の1段目ですけれども、目指すべき社会として4点挙げてございます。4点ございますけれども、こちらは別途お配りしております前回の4次計画のときの素案を見ていただきますと、1ページ目にこの目指すべき社会に相当する①から④というのも書いてございますが、こういったところも踏まえまして、普遍的な内容は引き継ぎつつ、かつSDGsなどの新たな要素を入れ込んで、今回作成をしたものでございます。

その上で2段目でございますが、左側、社会情勢の現状認識としまして、御覧の1から8を挙げておりまして、これらを踏まえて、目指すべき社会がこうであり、社会情勢の現状認識はこうであるという中で、どのような課題があるかというのをその右側にまとめております。まず大きくは、◇が2つございますけれども、一番上として、1つ目が社会全体として持続可能かつ国際社会に調和した経済社会の実現に不可欠な、男女の能力発揮と意思決定への参画と。それから2つ目が、個人としても男女ともにみずからの選択によって人生を設計することができる環境の整備というふうにしておりまして、具体的にはその下でございまして、(1)から(6)のことが挙げられるのではないかとしております。

さらに、その右側に参りまして、上の括弧書きですけれども、警鐘を鳴らす意味で書いてございますが、こういった取組が進まない場合、各人の意欲・能力を十分に生かせず、個々人が生きづらい社会になりかねないですとか、社会としても多様な発想によるイノベーションが生まれなくなるおそれ、世界的な人材獲得競争に勝てなくなるおそれ等もあり、その下の赤字ですけれども、今こそが我が国社会経済の持続的発展を確保できるかどうかの分水嶺であるという認識のもと、男女共同参画に取り組むことが必要ではないかとしております。

さらにその下ですけれども、取り組むべき事項と基本的な視点ということで、①から⑨までですけれども、まず1点目としまして、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐ。それから、SDGsも念頭に置きまして、男女共同参画・女性活躍が分野横断的な価値として不可欠ということで、あらゆる分野においてこうした視点を常に確保する必要があるということと、次世代に向けたメッセージを打ち出すことも必要ではないかとしております。

2点目としまして、「30%目標」の達成とその先の「実質的な男女の平等の実現」に向けて、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。

3点目としまして、男女共同参画は、男性にとっても非常に重要なものだという視点を込めまして、男女がともに進めていく。特に、男女共同参画を働く場だけではなくて生活の場にも広げることが重要ということを書いてございます。

4点目ですけれども、人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、ずっと学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護を両立できる環境の整備に取り組むことが必要としております。

5点目が、科学技術の発展に男女がともに寄与するというのと、その発展が男女共同

参画に資するような形で進むように取り組む必要があるという視点。

6点目としまして、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化。

7点目が、多様な困難を抱える全ての女性に対するきめ細かな支援。それから、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要。

8点目が、頻発する大規模災害の経験を踏まえて、男女共同参画の視点による防災・復興対策の浸透。

9点目としまして、地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地域で展開されるように、地域における様々な主体ですとか男女共同参画センターとの連携強化を初めとして、推進体制をより一層強化する必要があるということを書かせていただいております。

なお、この下の枠の最後に【WG1】から【WG4】のマークが入っております。こちらについては後ほどまた御説明をさせていただきますが、前回、佐藤会長からもございましたとおり、今後、こちらの御議論を踏まえてワーキングを立ち上げて検討していただくという方向としておりますところ、項目ごとに関係が深いと思われるワーキング名を便宜上御参考に入れているものでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

○佐藤会長 どうもありがとうございました。

これから後で今後の進め方の御説明があるかと思いますが、少しワーキングに分かれて専門的に議論していただくこととなります。そこで、第5次基本計画をどういう考え方でつくるかということ踏まえた上で、ワーキングで議論していただくことが大事になりますので、これまでの皆さんの御意見を踏まえて事務局が用意していただいた資料3です。どういう社会を目指すのか。これは別にこれから5年というだけではなくて、少し先も見ながらということになると思いますけれども、そういうものを念頭に置きながら、そういう社会を実現するためにどんな課題があるかを整理していただいて、その課題を解決していくための取り組む事項としてこういうものが挙げられているというつもりだと思います。

目指すべき社会あるいは課題、取り組むべき事項について、これは要らないのではないかと、あるいはこれが大事ではないかということ、今日は意見をまとめるというか色々出していただく段階だと思いますので、それぞれ御自由に出していただければと思います。

先ほどの女性に対する暴力に関する専門調査会の議論状況の説明も踏まえながら、あと資料3を見て、皆さんの御意見を伺えればと思います。今日は16人参加されていて、残り45分ぐらいです。皆さんの意見を伺いたいと思いますので、3分ずつでやってしまうと最後のほうはできなくなりますので、2分ずつぐらいでいって、2巡目は言い残したという方にまた言っていただくことにしたいと思いますので、言いたいことがあっても2分ぐらいで、2巡目がありますので、時間を余り使い切らないようにということで。

では、渡辺委員から2分ずつぐらいでお願いします。

○渡辺委員 ありがとうございます。

まず、目指すべき社会は、おっしゃるとおり5年で変わるものではないので、ここの設定はとても良いと思います。

問題は、社会情勢の現状認識です。ここは5年で社会は大きく変わったと思うので、ここには新たな課題が必要だと思います。最初のところに少子・高齢化と書いてあるのですが、人口減少自体がすごく重要な問題で、社会構造が大きく変わってしまいます。これは必ず起きます。ですから、これから新しい社会をどう作っていくのかという、この課題は入れるべきではないかと思います。

次の、どのような課題があるかという点ですが、これは今現在の大人だけを対象に書いているようで、むしろ若年層、子供に対してどういう教育をしていくかということを入れていかないと、将来の社会が変わらないので、子供に対する教育などもここに入れていただきたいと思います。

以上です。

○横田委員 ありがとうございます。

コンセプト全体的なところでは特に異論はございません。ただ、今回、SDGsの件を入れていただいていますけれども、成果目標の中で国際的な立ち位置が日本はどこら辺にあるのか、ぜひ横に見ながら並べて検討していただきたいと考えております。ジェンダーギャップ指数ランキングも111位から121位に気づいたら下がって。自分たちの国内でのガラパゴス目標は立てているけれども、目標が本当に妥当なのか。全てが国際的に並ぶ必要はないが、きっちり据えて対応していただきたいと思います。

以上です。

○山田委員 私も方向性については全く異論はないのですけれども、やはり右の真ん中の左の赤字で書いてある、我が国経済社会の持続的発展を確保できるか否かの分水嶺であるというものを、私は十数年委員を務めているのですけれども、毎年同じようなことが言われている気がいたしますので、ぜひ大胆なエッジをきかせた提案ができるようにしていけたらなと思っております。

以上です。

○堀江委員 大きく2点あるのですけれども、全体的な方向性というところで言うと、異論はないとも言えるのですが、余りにも漠然とまだまだしているというか、危機感が足りないなと感じております。先ほどもお話がありましたが、国際ジェンダーギャップ指数も121位と下落して、さらに今、出生数が86万人まで下がっているということに対しての部分で、もちろん数値的な目標はなかなか難しいということだと思っておりますけれども、それこそ国会議員の数がジェンダーと同じ比率でいるとか、そういったもう少し理想像みたいなところは掲げられないのかというところと、あと、本当にこういった課題が、出生数やジェンダーにおいてある際に、どのような解決をしていくのかというところまで、もう少し踏み込めないのかという点は、正直ここまで危機的な状態なのに、これで良いのかなというのは感じてしまったというところが大きく1点です。

2点目は取り組むべき事項及び基本的な視点というところなのですが、①から⑨まである中で2点です。①と③についてなのですが、①がまずちょっとばくっとし過ぎてしまっていて、結局何を狙っているのかが分からないなと思っておりまして、ここに関しては、先ほど横田委員からもありましたような国際的な立ち位置というところをしっかりと明記されたほうが良いのかなと思っております。国際的な立ち位置、121位から改善するために、課題解決国になるために、男女共同参画、女性活躍の点でどういう状態にしていくのかというところまで、国際的な立ち位置を明確化していくと良いかなと思われました。

③ですけれども、先ほどもありましたが、やはり教育の視点が全て抜けていると感じています。特にこのアンコンシャス・バイアスのところに関しては、先ほど性の問題もありましたけれども、国民に浸透するまでが大事。文章を載せるだけではなくて、しっかりと伝えていく・浸透させるというところが大事になりますので、最後のところに、例えば性別に基づく固定観念が男女どちらかに不利に働かないように、学校教育の段階から具体的にリアルなジェンダー教育もしくはライフキャリア教育も行っていくみたいな形で、言葉として必ず「教育」を入れていかないと、多分この次世代というところが育っていかないと。ぜひワーキンググループにも「教育」のところを入れていただければと思います。

以上でございます。

○原委員 目指すべき社会については、こういう方向づけで私は異論はないのですが、一方で、DVの現場にいと、社会のひずみが進んでいたり、支援の難しさが増しているということを感じます。階層社会というよりも階級社会のようになってきていて、これにプラスされるように生きにくさを感じている人たちがたくさんいる中で、その人たちが男女共同参画の中に入ってこれないとやはり意味がない。男女共同参画の恩恵は、一部の人のものになってはいけません。多分こういう計画が進んでいくと、色々な関係省庁が、ここは自分の分野、ここは自分の分野みたいに、これはみんなが言っていることだと思いますけれども、縦割りに動こうとする部分を横串に刺してという表現になるのでしょうか。この5次計画を実行していく中で、やはりそれをやらないと、国が模範を示すことによって各都道府県、地方自治体がそういう方向に動くことになると思いますので、そのあたりをぜひ具体的な取組になるようにしてほしいと思います。

○納米委員 目指すべき社会のところなのですが、4次計画では一つ、男性中心型の労働慣行に切り込むというところが特徴だったと思うのです。第3次では、これは私の理解なのですが、理念ではなくて課題解決に踏み込んでいくということがキーワードだったと思うのです。そう考えてみると、5次のメインのコンセプトは一体何を掲げたら良いのだろうかというのがちょっとはつきりしないという感じがいたします。今回男性中心型ということが削られ、そのかわりにSDGsという文言が加わった。SDGsは確かにとっても大切なことだと思うのですが、今日、ちょっと職場でショックだったのですが、朝日新

聞がつくったSDGsの資料の中で、ゴール5についての記事が全くなかったのです。ゴール5ということはもちろん書いてあるのですけれども、ジェンダーについてという記事は全くなかったのです。そのような形でSDGsということが社会に普及していくと、かえってジェンダーということが埋没していくのではないかという危惧もあって、第5次のキーの中心的なコンセプトを何にしたら良いのかなというところはぜひ皆さんの御意見をいただければと思います。

それから、ジェンダーギャップを縮小するために、実効性があるあらゆる政策手段を総動員していくみたいな書きぶりをぜひしていただけないだろうかということを考えました。

もう一つは、地域におりますと、外国人の方が増えてきているということを感じます。社会情勢の認識のところにそのことを1つ加えていただいたほうが良いのではないかなと思います。私が勤めておりますセンターでも、外国人労働者の定着支援のためということでお部屋をずっと使われるグループがあるのです。以前にはなかったことなので申し上げます。

○徳倉委員 ありがとうございます。

かぶるところは省きつつ、補足も入れてなのですが、目指すべき社会、総論としては非常にこのままで、この進める方針としては良いのですが、一部かぶりますが、SDGsという文言はとても大切ですし、ここを達成していくことは非常に大事なのですが、私はふだん地方にいて、やはり情報のとり方だとか、各自治体、47都道府県、もっと言うと基礎自治体の中で同じように男女共同参画基本計画をまた策定していくときに、実際にSDGsという文言だけ入れれば良いのかみたいな議論になってしまうのを非常に危惧しています。私自身も香川県、高松市、それぞれ入っていますが、やはりSDGsという言葉は出してくるので、具体的に何をするためにSDGsの文言が入っているのかとかいう基本的なところが抜け落ちているので、ぜひこの目指すべき社会にSDGsという文言を入れるのであれば、かなり具体的に、実はそれぞれの課題や現状の認識や取り組むべき視点というところを、SDGsという文言の一行で終わらすのではなくて、もう少し具体的に表記をしていく取組を5次計の中に入れていかなければ、恐らくこの中央で考えているものの政策と、現場で起こっていくものの乖離が非常に出てくるおそれが出て、それがまた5年間手が入れないというのは致命的になるので、そこの部分で非常に力を入れていただきたいということ。

そこであえて申し上げますと、社会情勢の現状確認で言うと、重なりますけれども、やはり地方と都会の違い。そして、先ほどもありましたけれども、人種という部分がやはり大きなファクターを占めてきているので、これからもっとそういうことを推し進めていく社会になってきているので、その観点をどうしていくのかということと、また後ほど出るかもしれないけれども、これは大きな男女共同参画基本計画の中なのですが、やはりそこに漏れてしまっていると自認している方、セクシュアルマイノリティーの方々への表記をどこの部分で入れていくのかというところは、ここの部分で、しっかりこの中で議論をし

て進めるべき観点かなと思います。

以上になります。

○辻村委員 私が重視する点は次の3つです。

1つはGGI 121位ショックから出てきたものは何かというと、やはり政治分野です。これまで20年間一生懸命取り組んできたのに史上最低の結果で終わって、そこから5次計画をつくらうというときに、政治分野のことを語らずにはいられないではないですか。この資料3、まだGGIが公表される前に作成されたためにこういう無難なものになったのかもしれないですが、本来だと政治分野をもっと重視したものになるべきだったと思います。教育分野などは100点満点中99点に近いですが、政治分野は100点満点4.9点で、史上最悪で世界ワーストテンなのですね。そのことにメスを入れないわけにはいかないし、そこから色々なことが見えてくると思うのです。これまで政治が不十分だった、男女共同参画自体を率先することができていなかったということで、先ほど堀江さんが、危機感がない、納米さんがあらゆる手段をとということをおっしゃられたのですが、やはりこれを重視するという視点をもちたいと思います。

2番目は、女性差別撤廃条約、国際的な準則、条約のことです。最近の判決などを見てもこれを軽視している傾向があり、選択議定書だけではなく全般に国際水準が守れていない。だから、日本の状況をまず国際レベル、国際的なスタンダードに引き上げることが目的なのだとということから始める必要があると思います。

3番目に、この一覧表だと、教育とかエンパワメント、力をつけるというところが、現状認識のところではエンパワメントは進んでいるという形で出てきているのですが、やはり日本の場合にはこれからであり、高等教育の比率なども非常に低くて、今回のGGIでも教育では108位に下がっているところがあるのです。そういう問題を打ち出さなければいけない、20年たって結局基本に戻らなければいけないと思います。

○種部委員 私は地方にいる立場から考えると、確かに上滑りする可能性はあるのですが、SDGsを入れるのは良いことだと思っています。これまで男女共同参画とかジェンダー・イコリティが色物的な扱いでしか扱ってもらえていなかったのですが、SDGsというと、それなら何とか宣言をやっているのでもやりますとかいう具合に、地方がこれからこの5次計画をまねして計画をつくる時に取り入れやすいと思います。ただし、それがやはり環境だの水だのトイレだの、そちらばかりいくのですけれども、そうではなくて、CO₂ではなく実は日本にとってSDGsを持続可能な社会にするための一番のレバレッジポイントはゴール5だということをおっしゃってほしいと思うのです。SDGsなのですけれども、ゴール5が日本にとっての一番の力点になるのだということをおっしゃっていただく。そのかわり、計画を立てるときは引用してくれということをお条件につけていただくぐらいにして良いかなと思います。

それから、男女共同参画がイデオロギーとして扱われやすく、よい例が先の医学部の入試差別問題だと思います。あれはもろ刃の刃で医療界を二分したのですけれども、そのと

きに必要悪という言葉が出てきました。必要悪をやらなくてもたないではないかという意見です。イデオロギーで嫌だとか拒否するのではなくて、では、そのもたないことをきちんと解決していくとどういうことが起きるかということ、エビデンスを出していくという時代が来ていると認識されるようになってほしいと思います。

アンコンシャス・バイアスも文化とかの話ではなくて、その是正をやるとどんな効果があるのかということをしてできるだけ科学的に証明していき、根拠を積み上げていただきたいと思います。例えば、この医学部入試問題については海外の方でむしろ大きな反響がありました。津川論文という、女性の医師が診たほうが男性の医師が診るよりも死亡率が低いという論文まで出してくる。それから、日本では地方も含めて外国人が増えてまいりました。イスラムの女性は女性医師しか受け付けませんが、そういう外国人が増える状況になると、女性医師が少ない地方の医療が崩壊する。エビデンスをもって、女性の参画を促さざるを得なくなっているのだという位置づけで、理論的な基本計画を書いていただきたいなと思います。

○高橋委員 私は3点申し上げたいと思いますが、まず、目指すべき社会ということに関連して言えば、多様性ということが盛んに言われるわけですけれども、その多様性に「通底する価値」というものを追求していく必要があるのではないかと。英語ではトランスバーサルという言葉を使いますが、多様性を尊重することは当然大事ですが、SDGsの「持続可能な開発目標」について考えますと、経済優先主義ではなく、親子という社会の継続性の維持も重要課題であり、男女の特性の違いを尊重しながら、その根底に響き合うものを共有する、男女の「通底する価値」を尊重する必要があるのではないかと思います。

それから、2番目の社会情勢の現状認識に関しましては、前から申し上げていますが、少子化問題についての総括をきちんとしないと、従来の少子化対策は失敗しているわけですので、その要因はどこにあるのか、どのようにそれを乗り越えるのかと、今、盛んに議論も行われているのは承知しておりますけれども、その議論なしには新しい基本方針は立たないのではないかと考えております。

3点目は、どのような課題があるかということについてでございますが、これは今日も申し上げてきましたような、特に予防に関する教育ですね。これが一番大事な時代の要請ではないかと思っております。今日は文部科学省のほうから、10の大学で情動の科学的解明についての研究、これを教育にどう導入するかということ、5年間積み上げてきた。今、チラシをいただきましたけれども、これによれば、いじめ、暴力、不登校を予防するための科学的な知見、方法、あるいは現場でどう生かすか。学校及び家庭で、ですね。そして、脳科学に基づいた教師基本研修シリーズの動画を作成するとまで書いてありますので、つまり、科学的知見に基づく子育て支援の在り方について議論をきちんとしないといけないのではないかと。どうしても今までイデオロギー的に議論が行われてきましたので、科学的知見ということ、きちんと踏まえた議論が求められているのではないかと。以上でございます。

○鈴木委員 基本計画策定の作業のゴールが何かということを考えてみると、できるだけ多くの方々に期待してもらえるような計画にするということだと思います。回を重ねて5回目ということなので、変わっていないではないかという世の中の評価になっては困りますし、政策として信頼をしていただけるような計画にしていきたい。その中身をまさにこれから議論していくということですが、その際に、取組が進まない場合にこういう姿になってしまうということをきちんと示すことは一つの方法ですし、私も他の委員と同じ危機感を持っています。山田先生のエッジをきかせるべきだというご意見にも賛成です。

今、お話があったように、世界の中で日本が置き去りにされているということですか、国内でも地域差が相当あって、遅れてしまっている地域というのはやはり衰退していくのだということも厳しく示していく必要があるのではないかと。そういうことを各方面にわかっていただくにはどうしたら良いのかということが重要だと思います。

それから、バッドシナリオを提示するに当たっては、今もお話がありましたけれども、どこまで達成できたのかという認識の共有も必要です。男女と一緒に協力すれば良いのですよねというぐらいにしか考えていない人が、いまだ男女ともに非常に多いのが現実だと私は思います。

この「議論のためのたたき台」に包含されているとは思いますが、真ん中の「どのような課題があるか」を考える際には、社会情勢の現状認識や社会情勢の変化に対応するという観点からだけでなく、残されている課題が何であるのかを明確にする作業をして、課題の一つ一つを着実に克服するということをワーキングなどで議論できたらと思います。

それから、若干確認と意見なのですが、SDGsの話が先ほどから出ていて、資料3にも3カ所にSDGsとあり、その達成は2030年の目標ですから、今打ち出すのはとてもタイミングが良いと思います。ただ、先ほどからお話があるように、17のゴールがあって、うち5番目がジェンダー平等ということですが、資料3はそのことを言っているのか、SDGsの17のゴール全部のことを言っているのか。全部だとすると相当範囲が広いですから、3次計画の15分野や4次計画の12分野とかをはるかに超えて、政策の体系をつくる必要があるかのようなコンセプトにも見えてしまい、そこまで広げると手に負えなくなると思われます。そこを明確にする必要があるのではないかと。

最後に、「国際社会に調和した」とか、「世界的な人材獲得競争」という言葉が示されていますけれども、基本法7条にある国際的協調というのは、国際機関との関係だとか女子差別撤廃条約の話だと理解していますけれども、先ほど納米委員から地域に外国人の方が増えているというお話があったように、これだけインバウンドで外国人が津々浦々を訪れるようになっていて、入管法の改正で特定技能の在留資格制度もスタートしたということですので、訪日客とか外国人労働者、そういうところにこの男女共同参画の視点を意識することがこのタイミングで必要ではないでしょうか。折しも東京オリンピック・パラリンピックのタイミングでパブコメと地方公聴会をやるということになるかと思

ますので、オリパラのレガシーにするという観点からも、なおさらその辺を意識したほうが良いと思います。

以上です。

○末松委員 目指すべき社会の方向性を4つ書いていただいておりますが、この方向性はこれで良いと思うのですが、この方向性を達するためにも、これを誰が、どういう形の中で協力し、どう連携をしていくかという横串が一つ必要ではないかと思えます。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴになるのか、もう一つ違う柱立てになるのか、ここの部分をどのようにしていくか。

私ども基礎自治体でいくと、例えば市民力とか行政力、それを構成する関係団体とか、そういう人たちの力をもってここの部分をどのようにしていくかという、この横を通す部分が一つ必要ではないかと思えます。そのためにも社会情勢の現状認識のところをもっと詳細に書いていく、調査していく必要がある。先ほどのお話にもありましたように、現状、人口減少という大きな問題が起こっておりますし、その人口減少も地方と都会という関係性だけではなく、中山間地域の違いであったりとか、九州であるとか関東、それぞれブロックによっても違うということがあります。

もっと言えば、県によって人口動態が違います。例えば京都は女性の方が非常に多くなって、京都は女性が支えるような社会づくりの仕組みが昔の状況の中からできている。福岡もどちらかというとは今はそういう職業体制が多いとか、県ごとによっても違うと思うので、その辺をもう少し詳細に現状認識を調べて、きちんとどこにそのような特性があるのかという地域特性をもっとしっかりと把握すべきだと思います。

その中から、先ほど来お話があります外国人の問題、特に入管法の改正がされてから私どもの自治体でも非常に外国人が増えています。あわせて働き方も変わり、国も変わってきています。母国語を大事にする国、私たちの市でも53カ国の方たちが来ているという状況の中で、そこに先ほどのお医者さんの話もありましたように、そういう文化の違いもある中で、それを全てクリアするというわけではないけれども、現状このようなことが起きているのだということをきちんと押さえておくべき必要があると思うので、現状認識のところは詳細に調査をしていき、書いていかなければいけない点ではないかなと思います。

それから、子育ての観点で、幼児の保育・教育の無償化が始まってからもう随分形態が変わってきました。子育ての分野と教育の分野と次世代に継ぐ若年層の分野が、この中では若干言葉が足りないかなと思っております。

あと、企業種別、働き方の中で、今、ものづくりの企業での担い手がいない、あるいは伝統的なそのような事業を受け継ぐ者がいない。理系という話も第4次の中では色々ありましたが、もう一歩先に行った地域がこれから持続可能、生きていくということのためには、そのような伝統的な仕事であったり、ものづくりであったりという継承も、これから女性も含めてできていくというような問題も、今後、具体的にもう少し詰めて書き込んでいく必要があるのではないかなと思いました。

全体的に見させていただいて思いついたところを申し上げましたが、やはり人口減少、それからどのように動いていくかということに女性がどうかかわっていくかということはこれから大事な問題かと思しますので、ぜひお願いをしたいと思います。

○白波瀬委員 まだこれからということなので、感想めいたことになるのですが、まず、方向性については皆さん同意ということなのですが、ここで4つの柱が概念的にうまく構造化されていません。SDGsということがマジックワードのように入っているのですが、今もあったように、これはSDGsの達成を目標としているわけではなくて、やはり男女共同参画を目指す、あるビジョンを持ったこれからの日本社会を達成することがSDGsの達成と関連している。つまり、強弱感がないというか、レベルが違うものが一面的に全部Ⅰ、Ⅱ、Ⅲと出ている感じなのですね。

そういう意味で、持続可能という言葉がSDGsと一緒になってしまうので、もし持続可能ということが今回の計画の中で重要だと思われるのであれば、そのビジョン、理念は前面に出しつつ、それを目指すビジョンとそのビジョンの背景にある実態と、その実態を改善するためのテーマというか、諸課題をもう少し整理していただくのがよろしいのではないかとすごく思います。

例えば、基本的な視点というところで①、②、③、④とあるのですが、繰り返しますが、私は、やはり包括的で、余りにジェンダーバランスが悪いので、マイノリティーの人たちが積極的に意思決定に入り、政策を動かしていく主体者になっていただくことを実現するために、30%目標というのはそのためのお尻を押すものの一つでございますので、やはりその背景にあるのはアンコンシャス・バイアスの存在。つまり、議論としてももう少し張り感のある説明としていただくのがよろしいのではないかと思います。

期待値が高くなるのですが、逆にSDGsというマジックワードが出ているのであれば、あえて男女共同参画社会として出すべき、次なる5年のSDGsは何かというようなことを少し書き込んでいただくのが良いのかなと。そういう意味で、多様で様々な人生の選択を可能にさせるという点では、やはり教育、小さいときからのことについては議論をしていただかなくてはいけなくて、教育ということも、母語が何で、違った母語を持つ人が一緒に教育を受けるということはどういうことなのか。

あと、政策評価ということになると非常に小さくなるのですが、やはりデータベースについてはマクロな今までどおりのクロスアポだけではなくて、やはり本格的な政策評価できるような実証分析を積極的に入れ込んでいったほうが良いのではないかなと思います。

以上です。

○白河委員 私も皆様と同じで、SDGsはこの共同参画の計画に入るなら、やはりゴール5というものを前面に出してはっきりと書いてほしい。そして、ゴール5が達成されると、実はほかの目標を達成するために非常に親和性が高い。例えば母親の教育や収入を上げることによって子供の貧困の解消が達成されるとか、ほかの4つの分野ぐらいにしっかり効

果があると国連も言っているのですね。ですから、ゴール5から入って、ゴール5が達成されることによってこの様々な下にある9項目も実はすごく効果があるのですという建てつけにしたらと思いました。SDGsをせっかく入れるのだったら、まずはゴール5というものをしっかり入れていただきたい。

あと、(6)のSDGsの全ての目標の実現に必要な、ジェンダー平等の実現及びジェンダー視点の主流化。こここのところも言葉は入っているのですけれども、では具体的に何をするのかと言うところですね。ジェンダー視点の主流化をしながら色々な政策を見直していくということがゴール5の達成につながるわけですから、逆なのではないかと思いました。

それから、アンコンシャス・バイアスに影響するのは、一つは法律、それから教育、さらにメディアなのですね。ですから、メディアが流す様々な情報も、CMも、全て見えない教育となっています。それがアンコンシャス・バイアスを形づくっていく。メディアに対しての何か施策があるといいですね。

もう一つは、未来を見るということに関しては、若い人たちへの教育は本当に重要です。皆さん指摘されているような性教育は非常に重要だと思いますし、アンコンシャス・バイアスを払拭する教育というものを、もう少し具体的に記述していただきたいなと思っています。

それから、できるところはなるべくポジティブ・アクションしていく。法律を作らなくてもできること。例えば、防災・復興における男女共同参画の視点の一層の強化、ここはかなり進みましたね。前は一人もいないような防災会議が多かったのですが、これだけフォーカスしたらやはりある程度は進むのですね。ですから、例えば行政で民間の人たちを呼んで会議をやる時は、せめて何割は女性にしましょうと目標を決めてもいいのではないかと？公の決定の場に近いところに多様な意見を入れるのはすごく重要で、もし女性が少なかったら、少なくとも3割とか、理想は5割なのですけれども、入れましょうと言うことを粛々とやっていく。できるところはポジティブ・アクションにしていくということが重要と思いました。

最後に法律です。やはり法律というのは社会の規範を変えるメッセージとなりえます。先ほど女性に対しての暴力の調査会のほうからの意見が出ましたように、今年は性犯罪の刑法の改正の時期ですね。スウェーデンが去年、性的行為をするに当たっては自発的参加を必要とすることが新たな規定の基本になるという、イエス・ミーンズ・イエスという思い切った法改正をして、その背景を専門家が来て大使館で語るイベントがありました。そのときに強調されていたのは、だからといって有罪の人がすごく増えるとか、すぐに変わるわけではないですよ。相変わらず有罪の立証は大変です。しかし、こうしたシンプルな法律の持つ意味は大きい。スウェーデンでも、議論を重ねて2回ぐらい色々なことを試してうまく合意できなくて、最終的に、やっぱりシンプルにしようということでイエス・ミーンズ・イエスになった。ノーを言う必要はないのです。イエスと言わないとだめというすごくシンプルなものにした。これは本当に社会の規範を変える大きなメッセージでし

た。

ただ、実態は本当に難しいですよとおっしゃっていました。裁判で本当に有罪とするのは難しいけれども、これは規範を変えるメッセージなのですよと言っていました。これはよいことだと、重要なことだとして、しっかり進めているのだというメッセージをスウェーデンからいただきました。ぜひ、刑法改正についてもこの調査会でしっかりと議論をしていただきたいです。社会の規範を変えるようなことを考えていくのはとても重要だと思いました。

そして、今回一番違和感があるのは、男女の人権、男女、男女と出てきて、LGBTの方に、私たちの入るところがないというか、透明化されてしまっていると言われてしまいました。やはり男女、男女と言われると、当事者や周りの社会の意識が上がっているだけに、よりそこが目立ってしまうのです。今、これがと社会に出た場合、どう受け止められるか？男女の人権で、男女以外の人はどうなるのかという議論が来てしまいそうな気がします。何かフォローアップするようなものを入れてほしいなと思っています。

私がこの問題に気がついたのは、学生が普通にカミングアウトするようになったことなのです。若い人たちの意識はもっと進んでいるのです。だいぶ前にLGBTの人たちに、学校でLGBTについて教えたほうが良いのか聞いたことがあります。そうすると、寝た子を起こすとよく言われるけれども、教えてほしかった。なぜなら、誰かが言ってくれないければ私たちはいないものになってしまいますと言われてきました。とても大事な発言だなと思いました。

以上です。

○小西委員 実は今後、第5次だけではなくもっと先に何を思うかと言われたときに、私はやはりジェンダー平等計画になって、ジェンダー平等局になってもらうことが必要だなと思っていました。そうしたら今、白河委員からそういうお話が出ました。

SDGsの件なのですが、確かにジェンダー平等がこの計画で中心になるのはそうなのでしようけれども、でも、やはり健康のほうとか貧困の問題、それから公正な権利の問題とか、幾つも幾つも重なっているんで、余りそこだけ切り出すというよりは、おっしゃったとおりだと思いますけれども、裾野が広がっていることを意識させてほしいと思います。

社会情勢の現状認識のところ、私はやはりここに、20年かかって変えられていないということが一つ必要なのではないかと思います。どうしてこれだけがこんなに進まないのかということ进行分析していただく必要があるのではないかと思います。

取り組むべき事項のほうなのですが、この計画の全体の構成として、多分、ジェンダー開発指数を上げるために必要なことは女性の政治家がもっと増えることというのが一番大きいわけで、一方で、トップのところ、そういうことがあり、それから、暴力に関するところは皆さんがお話しされているように、それだけではなく、例えば貧困の問題とか暴力の問題、外国籍の方の問題とか健康の問題、本当に社会の中で問題になっているところでなかなかよい生活ができない人たち、取り残されている人たちを対象にするのだと

いうのを意識して、その両方をやっていくのだということを書いてほしいなと思います。

そういう意味で、SDGsの中で読むと、「誰も取り残さない」という言葉があるのですがけれども、私としては、特に暴力のほうで扱っていることに関しては、「誰も取り残さない」という言葉を入れてもらいたいなと思っています。

○小山内委員 先ほど取組が進まない場合ということで、各人の意欲・能力を十分に生かせず、生きづらい社会につながりかねないというようなお話がありました。実はもう若い人たちの中ではこのように感じている人たちもたくさんいるのではないかと感じています。それは若者の、男は仕事、女は家庭という固定的な性別役割分担意識、それを支持する人がまだまだ多いというのが現状なのです。

ただ、私たち世代のような古典的な性別役割分担意識ではなくて、今の若い人たちは、例えば格差社会の中で一人では食べていけないとか、経済的な不安定とか、あとは男女共同参画社会は理解できるけれども、でも、すごく大変そうとか、私には無理といったような、非常に現実適応としての新しい性別役割分担意識を持っている若者がいるというふうに調査等が出ています。

そういったこともあって、ぜひ次世代、若い世代に対しての教育という部分をしっかりと盛り込んでいかなければいけないのではないかと思います。

例えば具体的に言うと、ここの取り組むべき本格的な視点の中の③にあるように、男女共同参画社会とはどんな社会かということ、できるだけ具体的に示していくことで、全ての人々が当事者意識を高めて、一人一人が自分事として考え、不安等の払拭にもつながっていくのではないかなと思います。

例えばそういう中で、防災とか介護の問題、教育など、家庭とか地域などの生活の場での具体的なツールとして、男女共同参画の理解につなげるという視点をぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。これは本当に分野横断的なジェンダーの主流化にも直接的につながっていくものだと確信しております。

あとは地方の問題ですが、女活法等の制定によりまして、都市圏とそうではない地域のジェンダー格差というのはある意味広がっているように感じます。特に意識の部分では顕著であると思います。そういう中で、第5次基本計画というのは、そのまま都道府県や市町村の基本計画にも反映されるものでございますので、ぜひグローバルな観点のみならず、ローカルでも対応できる基本計画というような内容で進めていただきたいなと思います。

○佐藤会長 ありがとうございます。

まだ御意見を伺いたいのですがけれども、時間的に難しいかなと。伺っていて、目指すべき社会のところは、今、これは横に並列されているのだけれども、多分、白波瀬委員から構造化というのは、基本的にはIの男女がみずからの意思に基づいて個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会。多分これがあれば、それの人権はもちろんだし、そのためにそれは不可欠だし、仕事と生活の調和ということでも

よっと構造化する。あと、SDGsでこれは何と、その辺はちょっと検討させてください。

あと、エッジをきかせた第5次をどうするかということで、これまで4次まで進めてきて、やはり全然進まなかった、ほとんど進まないようなところは議論して、そこをやらなければいけないので、その辺は少しきちんと、つまり課題としては、今までやれなかった課題ということとこれから出てきた課題。そこをわかるような形でできれば良いかなと。

地方の課題、外国人の課題とか、あと、LGBTは基本法があるので、前面に載せるというのはあれだけれども、課題は間違いないので、次の議論につながるような議論を入れておくということにしなければいけないと思うので、その辺はまた皆さんに御議論を伺いながら考えていければと思います。

今、まとめるということではありませんので、今日出していただいた議論を踏まえながら、この後の進め方でワーキングのお話もあると思いますので、ワーキングで進めていただいて、またここで、そこで出てきたものを議論するという機会があると思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次回の進め方で、ワーキングを立ち上げて進めるということですので、それについて今後の進め方を説明していただければと思います。よろしくお願いします。

○古瀬推進課長 それでは、資料4を御覧いただければと思います。

ただ今佐藤会長からもございましたとおり、今後、ワーキンググループを設置しまして、本専門調査会での議論のたたき台を作成いただきたいと思いますと考えております。具体的に設置するワーキンググループとそれぞれの検討事項につきましては、こちらの資料4の上半分に書いているとおりでございます。基本的に第4次基本計画の各分野をそれぞれワーキンググループに割り振っておりますが、中にはポスト202030ですとか、男性にとっての男女共同参画等といったことで、4次計の分野にはなっていないものですとか、特に御検討いただきたいものとして書いているものもございます。

スケジュールについてですけれども、1月下旬からワーキンググループを順次開催いたしまして、6月上旬目途に開催をする本専門調査会におきまして、ワーキンググループにおける議論を御報告させていただきたいと考えております。

これを受けて、6月中目途に本専門調査会におきまして基本的な考え方の素案を御決定いただきまして、パブリックコメントや公聴会の開催を経て、秋ごろには男女共同参画会議より基本的な考え方を答申いただきたいと思いますと考えております。

なお、各ワーキンググループの構成員につきましては、現在、手続を行っている最中でございます。手続の完了後に公表をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○佐藤会長 資料4にありますように、これから色々な手続もありますので、こういう4つのワーキングに入っていただく方の任命等があるのだと思いますが、それで進めていただいて、1月下旬から順次ワーキングを立ち上げ、御議論いただいて、6月に最終的にはここで議論することになりますので、ワーキングの方向を踏まえて基本計画をどのように

作っていくかということはこの専門調査会で御理解いただき、多分それは最初が6月上旬ぐらいで、2回ぐらいやろうという考え方ですので、そのときにまた皆さんの御意見がワーキングの中に入り、出てきているか。まだここに入っていないということであれば、そのとき議論していただくというふうにさせていただければと思います。そういうことでよろしいですかね。

それでは、今日皆さんから出していただいた事務局のコンセプト案への御意見を踏まえながら、ワーキングを設け、議論していただくようにさせていただければと思います。

では、事務局から連絡事項をお願いします。

○古瀬推進課長 次回の会議につきましては、また別途、日時を御連絡させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○佐藤会長 では、本日はどうもありがとうございました。